

介護職員等処遇改善加算に係る情報公開

令和6(2024)年の介護報酬改定において「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当法人算定事業所は以下のとおりです。()は加算項目

- 1 田中病院 介護医療院（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）
- 2 デイサービス あお空（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）

当該加算を算定するにあたり、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する取組内容を公表することとされています。

当法人における処遇改善に関する取組は下記のとおりです。

1.入職促進に向けた取組

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

2.資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

3.両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

4.腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

5.生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減